～海士町住みよいまちづくり計画～

第３期海士町地域福祉計画

みんなでつくる　しあわせに出会えるまち

平成 27 年3月

海　士　町

は　じ　め　に

全国的に少子高齢化や核家族化の急速な進展による社会環境の変化を背景に、人と人とのつながりやコミュニケーション意識の希薄化、地域力の低下が指摘されており、地域福祉を取り巻く環境は大きく変容しています。本町においても、高齢化の進行、人口構成の変化により「地域の支え合う力」の低下が懸念されています。

こうした状況の中で、地域においてお互いに支え合う仕組みを構築するため、社会福祉法に基づいた「地域福祉計画」を平成 17 年３月に策定し、平成 22 年３月には第２期計画を策定しました。その間、住民の皆さまのご協力をいただきながら計画の着実な推進に向け取り組んでまいりました。

この度の第３期計画の策定にあたっては、住民みんなが、年齢や性別、生活状況に関係なくしあわせを実感できることを目指し、第２期計画の考え方を継承し「みんなでつくる　しあわせに出会えるまち」を基本理念としました。今後はこの計画を基本方針として、地域福祉の向上に向けた取り組みを進めてまいります。この計画の推進にあたっては、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとした関係団体等のご協力が大変重要です。更なる住民の皆さまのご理解と参画を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました「海士町住みよいまちづくり計画策定委員会」の策定委員及び検討委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成２７年３月

海士町長　山　内　道　雄

目次

第1章　計画策定にあたって
１．計画策定の背景と趣旨 …… 1
２．計画策定の目的 …… 2
３．地域福祉とは …… 2
４．計画の位置づけ …… 3
５．計画の策定体制 …… 4
６．計画期間 …… 4

第2章　海士町の現状
１．海士町の人口と世帯 …… 5
２．海士町の少子高齢化の現状 …… 6
３．介護保険の認定状況 …… 7
４．障がい者の推移 …… 8
５．生活保護の推移 …… 8

第3章　計画の基本的な考え方
１．基本理念 …… 9
２．基本目標 …… 9
３．施策の体系 …… 10

第4章　施策の展開
基本目標１．みんなで支え合える地域づくり …… 11
（１）福祉教育の推進 …… 11
（２）地域の福祉人材の育成 …… 12
（３）福祉活動への支援 …… 12

基本目標２．福祉サービスを利用しやすい仕組づくり …… 14
（１）サービスの量と質の確保 …… 14
（２）情報提供の充実 …… 15
（３）相談・支援体制の充実 …… 15

基本目標３．誰もが安心、安全に暮らせる基盤づくり …… 16
（１）自立を支える支援の充実 …… 16
（２）防犯・防災体制の強化 …… 17
（３）権利擁護の推進 …… 17

第5章　計画の推進と進行管理
１．計画の推進体制 …… 19
２．計画の進行管理 …… 19

第1章　計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化により、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助的機能は弱体化し、地域の連帯感も希薄化するなど地域社会は大きく変容しています。また、社会経済の変化やライフスタイルの多様化により住民一人ひとりが抱える問題は複雑・多様化し、社会福祉の目的も大きく変化しています。福祉といえば高齢者や障がいのある人などの限られた対象者だけのものと考えられがちでしたが、今は児童や青少年、中年層などあらゆる年代において支援が必要な時代となっていると言えます。

こうした社会状況の中で、福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いの必要性もますます大きくなっています。

「社会福祉法」では今後の社会福祉の基本的理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進するための方策として市町村による「地域福祉計画」の策定を求めています。

多様な福祉ニーズに対応するため、行政ばかりでなく地域住民、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行う者が協働し、福祉サービスの質の向上を目指し、地域住民が地域社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう取り組んでいくことが必要です。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 計画策定の目的

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定する計画であり、子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して自立した日常生活をおくることができる自助・共助・公助の地域社会の実現を目指すものです。地域住民、行政、社会福祉協議会、事業者、ボランティアなど、地域福祉に関わるすべての人が一体となり助け合える福祉のまちづくりの推進を目的とします。

3. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域において支え合い助け合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を築いていく取り組みのことです。

これまでは、行政による福祉施策によって困っている人を保護し援助してきました。しかし、少子高齢化の進行や生活様式の多様化による福祉ニーズの変容など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、地域に住む一人ひとりが福祉の担い手として期待される時代となっています。

このような問題に対し、地域社会で暮らす人々がお互いに支え合い助け合いながら、よりよい方策を見出していくことが地域福祉の基本的な考え方です。

■「自助」「共助（互助）」「公助」の役割

地域社会を円滑に推進していくためには、住民、地域、行政がそれぞれの役割を担ったうえで、互いに連携していく必要があります。

◇自助◇

個人や家族による支え合い・助け合い

◇共助（互助）◇

地域住民、自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、社会福祉協議会等による支え合い・助け合い

◇公助◇

行政による取り組み・サービスの提供

4. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、「第四次海士町総合振興計画」を上位計画とします。本計画は、この総合振興計画の福祉分野の基本構想に即しながら「海士町高齢者福祉計画」、「海士町障がい者プラン」、「海士町障がい福祉計画」、「海士町エンゼルプラン」、「健康あま２１推進計画」との整合性を図り、地域福祉を推進するための共通理念を示す総括的な計画としました。したがって、個別計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らすすべての住民を対象に地域福祉を進めるための基本計画となります。

また、地域福祉に関する具体的な取り組みについては、海士町社会福祉協議会が策定する「海士町地域福祉活動計画」との連携を十分にとりながら地域福祉の充実を図ります。

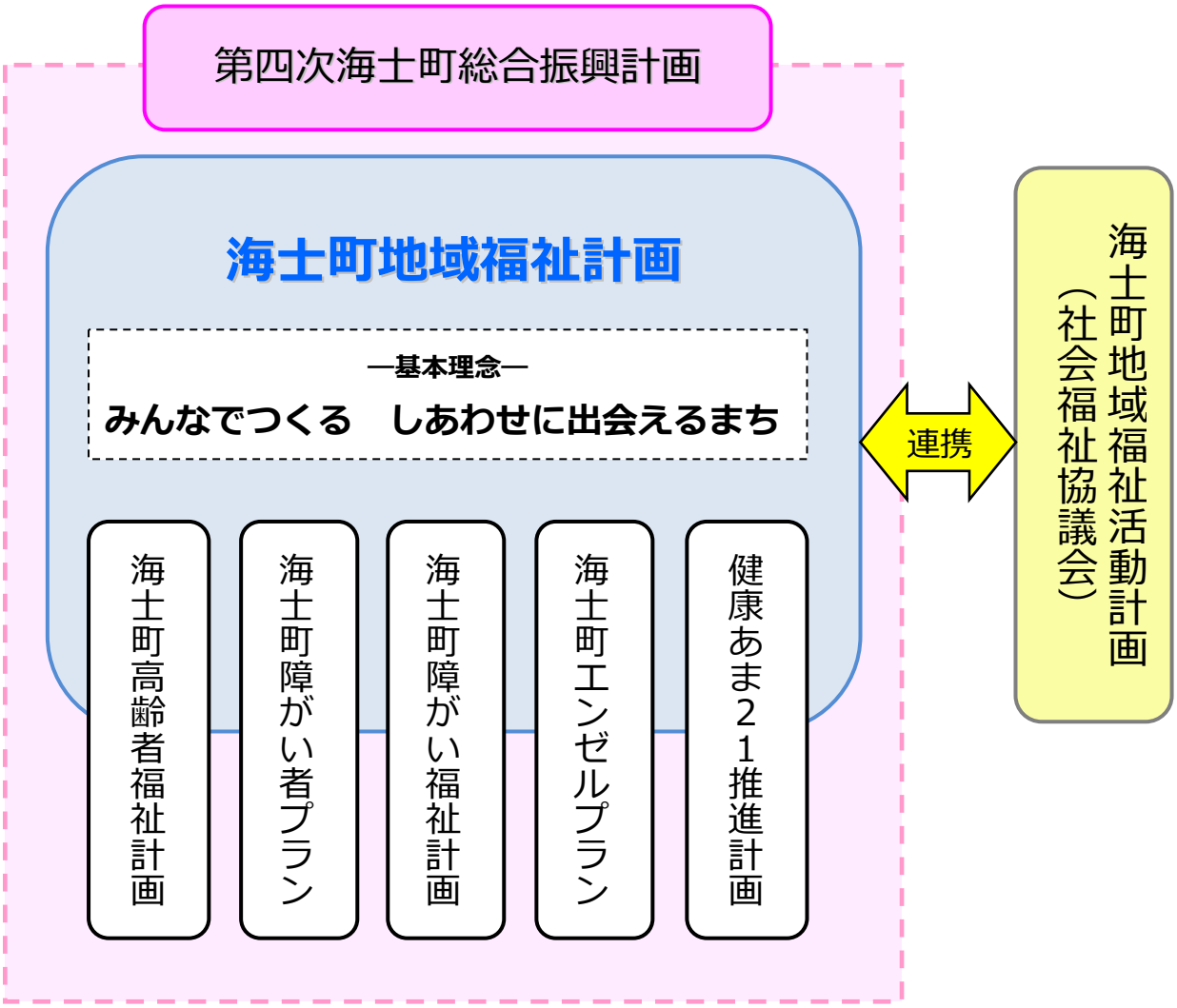

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町内の有識者や各種団体の代表者等からなる「海士町住みよいまちづくり計画策定委員会・検討委員会」を設置し、協議検討を重ね計画を策定しました。

6. 計画期間

本計画は、平成２７年度から３１年度までの５年間を実施期間とし、社会情勢や地域社会の変化などを勘案し、必要に応じて見直します。

【地域福祉計画の計画期間】

平成 17 年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
第１期計画														
					第２期計画									
										第３期計画				

第2章　海士町の現状

1. 海士町の人口と世帯

本町の人口は昭和 25 年の 6,986 人をピークに年々減少し、平成 26 年 3 月末には 2,339 人と約 3 分の 1 となっています。近年の積極的なU・Ｉターン施策により若者や子育て世帯の転入が増加し、人口減少率が緩やかになっているものの人口減少に歯止めをかけることは難しい状況にあります。

一方、世帯数は徐々に増加しており、このことから一世帯あたりの人数が減少し、核家族化の進行や一人暮らしの高齢者世帯の増加など、地域の家族構成が大きく変化していることが伺えます。

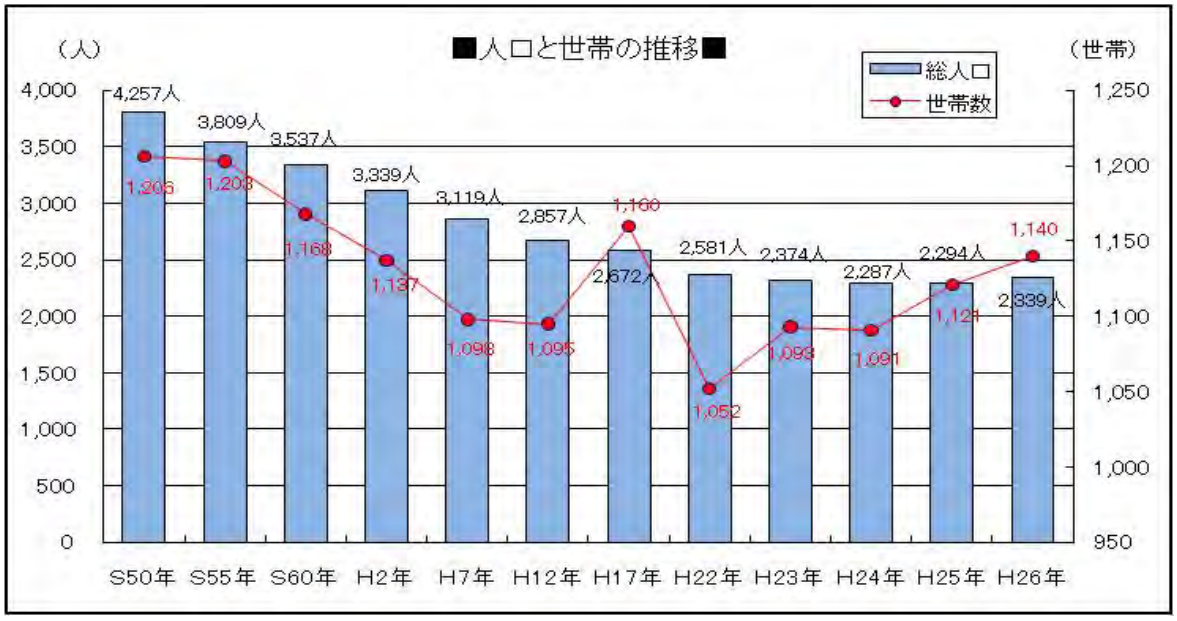

資料:S50～H22 年　国勢調査
H23～26 年　住民基本台帳

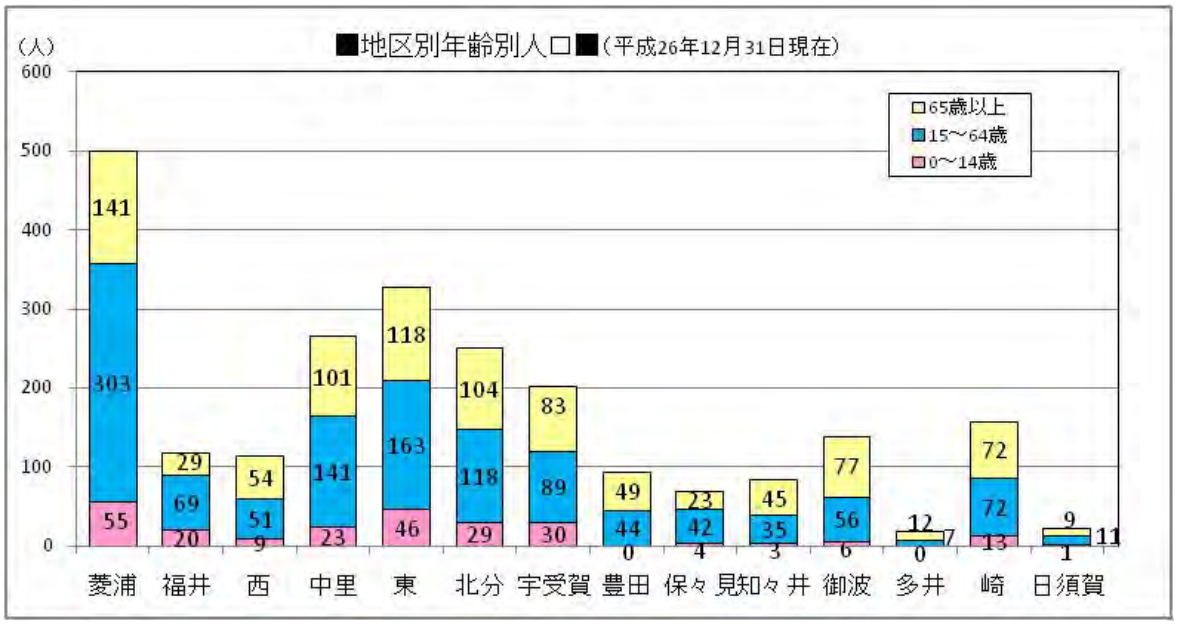

資料:住民基本台帳

2. 海士町の少子高齢化の現状

本町の高齢化率は、昭和 45 年には 15.7%でしたが、年々増加し平成 22 年には 38.9%となり、その後は近年の若者や子育て世帯の転入増加により横ばい状態となっています。しかし今後高齢化率は、徐々に増加していくものと推定されます。

一方、年少人口は減少の一途をたどっていましたが、U・Ｉターン施策や子育て支援施策により出生数は増加し、年間 15 人前後となっています。

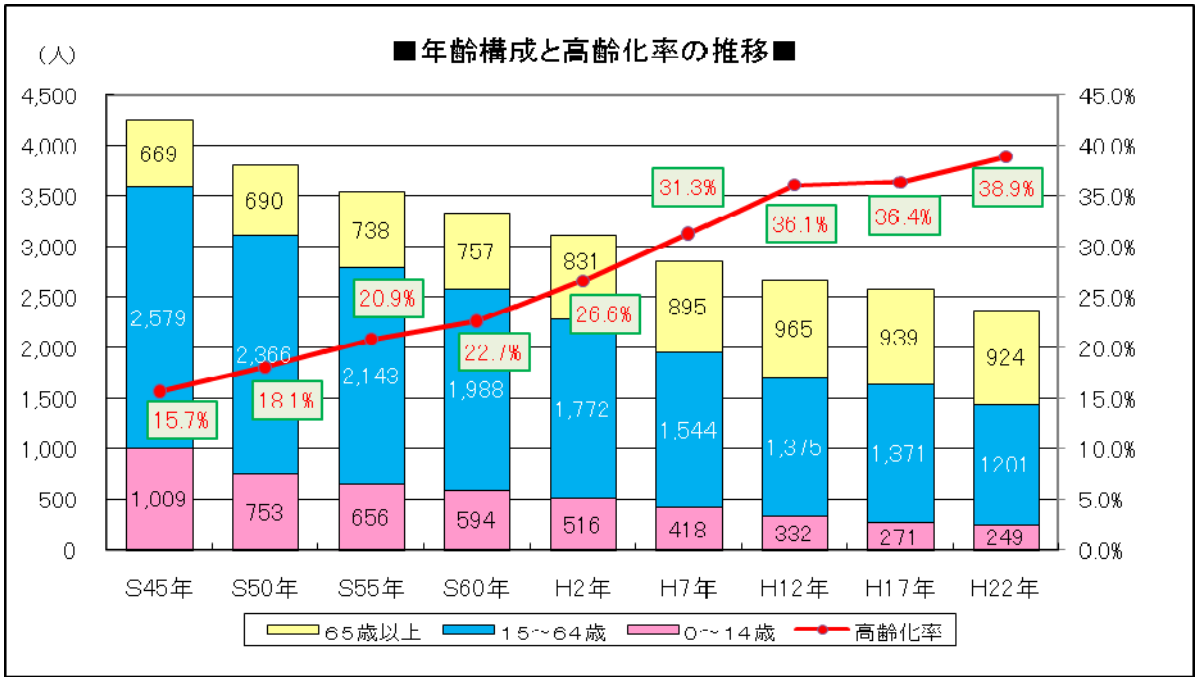

資料:国勢調査

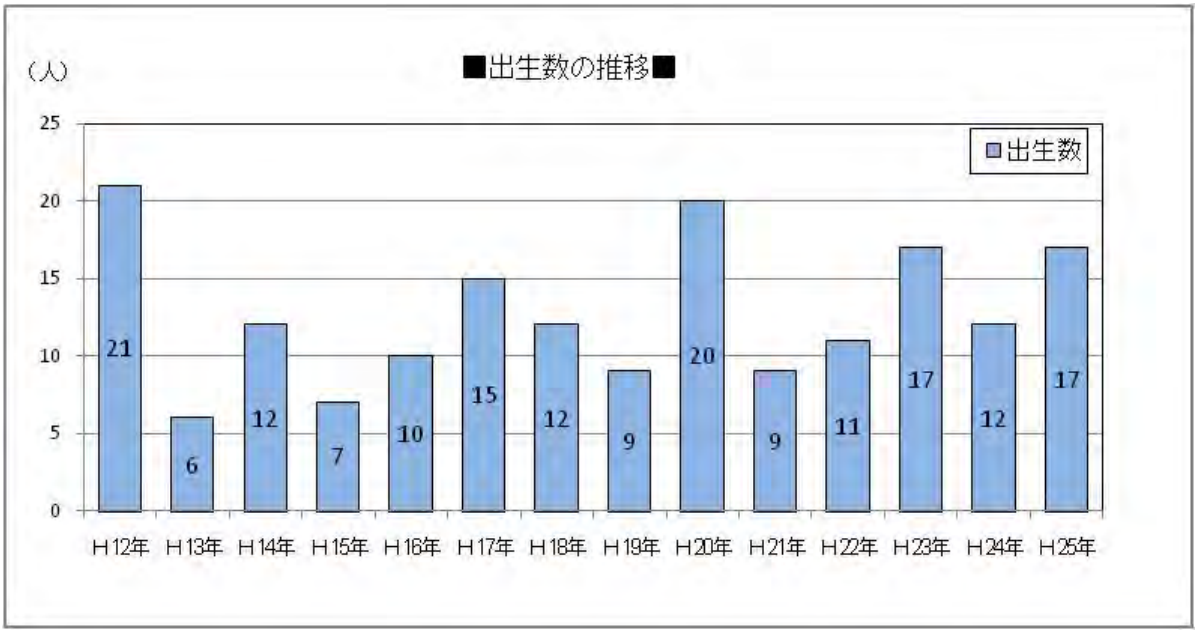

資料:健康福祉課

3. 介護保険の認定状況

平成 12 年にスタートした介護保険制度は制度の普及により、認定者数、認定率ともに伸び続けていましたが、平成 20 年以降は減少傾向にあります。新規申請者も減少傾向にあります。

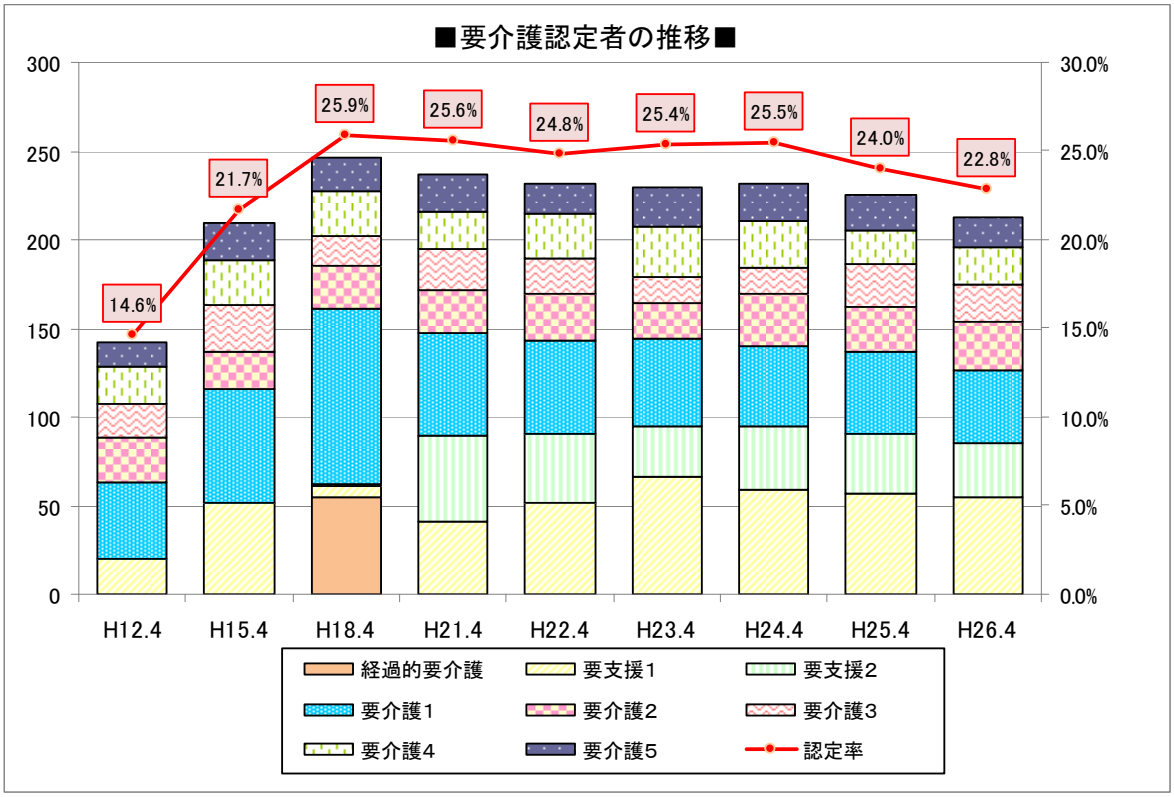

資料:健康福祉課

サービス提供体制の充実等に伴い隠岐島全体で給付費が増加傾向にあり、隠岐広域連合の第５期の介護保険料は全国第２位という高額となっています。海士町においても給付費は徐々に増加しており、今後も増加傾向は続くと思われます。

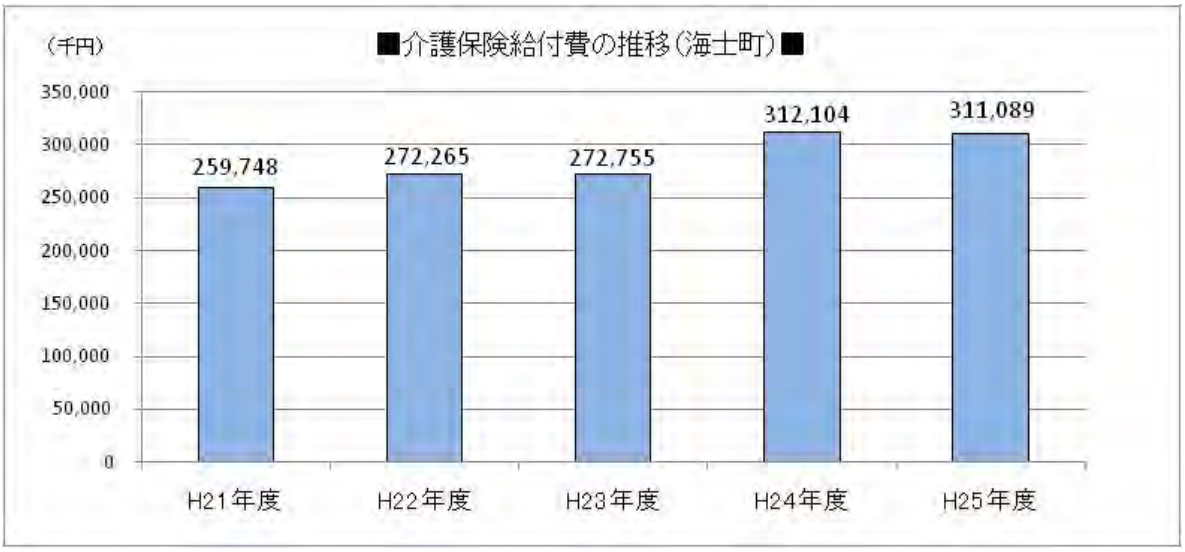

資料:隠岐広域連合

4. 障がい者の推移

障害者手帳を所持している人の数は、大きな変動はなく横ばい状態となっています。

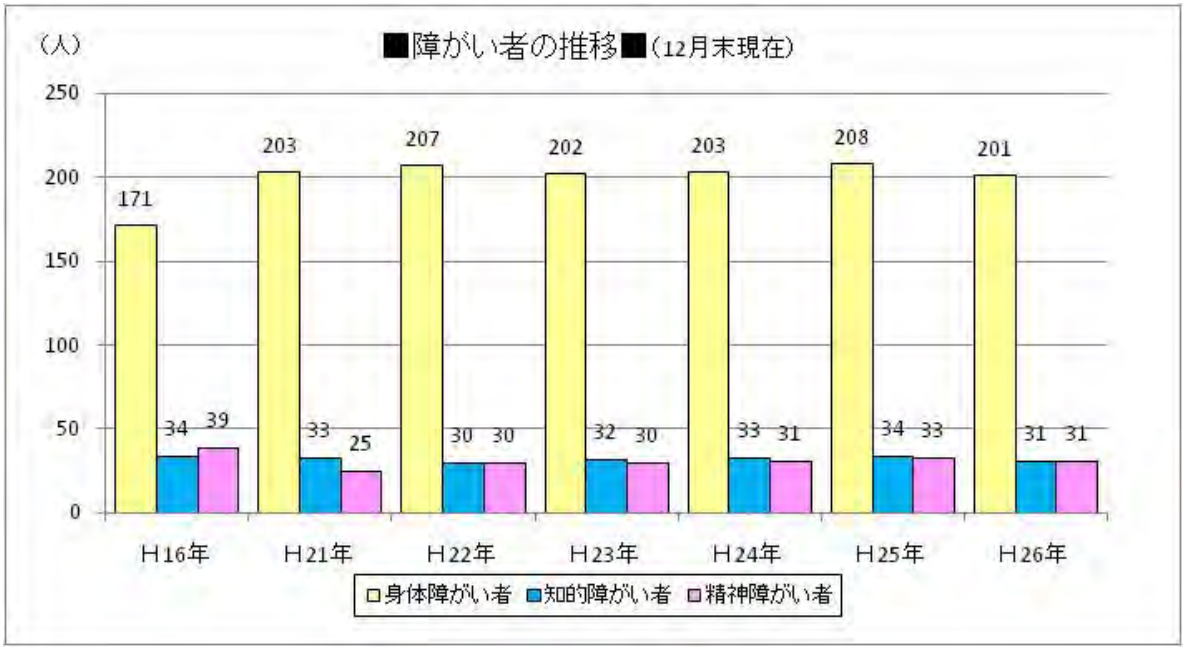

資料：健康福祉課

5. 生活保護の推移

生活保護の受給世帯数に大きな増減はありませんが、独居高齢者世帯が大部分を占めていた頃と比べるとその内容には多少の変化があり、稼働年齢層の人が病気等の理由により生活保護の申請をするケースが見うけられるようになってきました。

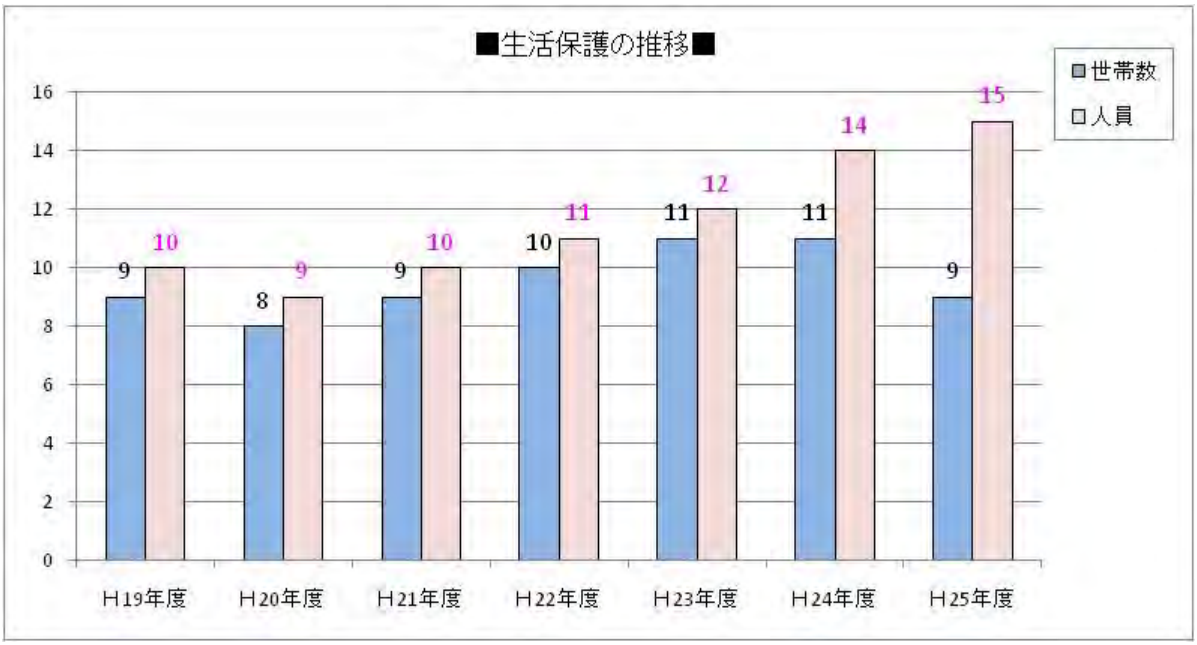

資料：島根県健康福祉部

第3章　計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町に暮らす住民一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと生活していくためには、地域福祉の推進が大変重要です。

少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者世帯の増加により、家庭機能の弱体化が徐々に進んでいます。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済状況の変化により、家庭や地域の状況も変化しています。

離島という小規模自治体の利点として住民がお互いの顔が見えるということもあり、昔ながらの近所づきあいが残っている地域もありますが、人口減少や高齢化の進行等により住民同士が接する機会が少なくなり、地域のつながりの希薄化が懸念される現象もあります。

平成 21 年度に策定した海士町総合振興計画では、「島の幸福論―海士ならではの笑顔の追求―」をテーマに掲げています。そのテーマに則し、第２期地域福祉計画では「みんなでつくる　しあわせに出会えるまち」を基本理念としました。住民みんなが、年齢や性別、生活状況に関係なく、この海士町に暮らして「しあわせを実感できる」ことを目指し、第２期からの基本理念を継承していきます。

■基本理念■

みんなでつくる　しあわせに出会えるまち

2. 基本目標

この計画の基本理念を実現するために、以下の３つの基本目標を掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

●基本目標１●

みんなで支え合える地域づくり

●基本目標２●

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

●基本目標３●

誰もが安心、安全に暮らせる基盤づくり

3. 施策の体系

基本理念

みんなでつくる　　しあわせに出会えるまち

基本目標	推進目標	
1 みんなで支え合える地域づくり	(1)福祉教育の推進	①子どもの頃からの福祉学習の推進 ②人権教育の推進 ③広報・啓発の推進
	(2)地域の福祉人材の育成	①地域リーダーの育成 ②ボランティア人材の発掘と育成 ③ボランティア活動の促進
	(3)福祉活動への支援	①地域活動の拠点づくり ②地域の見守り活動の推進 ③地域住民のネットワークづくり
2 福祉サービスを利用しやすい仕組づくり	(1)サービスの量と質の確保	①ニーズに対応したサービスの確保 ②福祉関係者の人材確保 ③関係職員の資質の向上
	(2)情報提供の充実	①福祉サービスの情報提供 ②個人情報の保護
	(3)相談・支援体制の充実	①相談窓口の設置・相談体制の充実 ②福祉ニーズの把握 ③保健医療・福祉関係者の連携
3 誰もが安心、安全に暮らせる基盤づくり	(1)自立を支える支援の充実	①健康づくりと生きがいづくりの推進 ②子育て支援体制の強化 ③生活困窮者の支援体制の整備
	(2)防犯・防災体制の強化	①防災意識の向上と防災対策の普及 ②要援護者支援体制の整備 ③防犯活動の充実
	(3)権利擁護の推進	①障がいや疾病等への理解 ②成年後見制度等の普及啓発 ③虐待防止体制の整備

第4章　施策の展開

基本目標1. みんなで支え合える地域づくり

【現状と課題】

すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、個人の自立とともにお互いの支え合いや助け合いが必要です。しかし、近年の核家族化や高齢化等により、地域を支えていく力が低下しているという現状があります。

地域をもっと住みよいものにするために地域住民の意識啓発に努め、人権を尊重し、人とのつながりを大切にするという意識づくりが必要となっています。

また、地域で助け合っていくためには町民一人ひとりが社会福祉や地域に関心と理解を深め、地域福祉活動への参加や協力への意識を高めていくことが必要です。地域福祉の活動には活動を担うリーダーが欠かせない存在ですが、近年の高齢化や価値観の変化等により組織活動の継続が困難となっている地域もあり、地域福祉に関わる人材の育成が課題となっています。

住民みんなで支え合える社会を実現するため自治会や老人クラブ、婦人会、ボランティア団体などの各種団体、学校等との連携により、地域の中の福祉活動の拡大を目指します。

【施策の方向】

（1）福祉教育の推進

① 子どもの頃からの福祉学習の推進

- 子どもの頃から福祉の意識を育むため、各学校等において福祉教育を積極的に行うよう働きかけます。
- 将来を担う子ども達が地域の活動に参加し、高齢者等と交流することにより、伝統や文化を学んだり、地域への愛着を育むような機会を増やします。
- 地域の子どもが福祉体験や福祉に関する講座などに参加するよう働きかけます。

② 人権教育の推進

- 障がいの有無、性別、年齢、国籍などに拘わらず、お互いに理解し尊重しあうことができるよう町民が学ぶ機会を設け、人権意識や男女共同参画意識の醸成に努めます。

・町民を対象に福祉教育を行うため各種講座を充実し、講座で得た知識や経験を行動に移せる環境づくりに努めます。

③ 広報・啓発の推進

・町民が地域の一員であることを認識できるよう地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。
・福祉教育や人権教育に関する講座の周知や講座の積極的な活用を推進します。

（２）地域の福祉人材の育成

① 地域リーダーの育成

・地域の担い手となる人の発掘に努め、活動参加の機会や情報提供に努めます。
・地域活動や地域福祉活動のリーダー役となる人たちに向けた、学習会や研修等の充実を図ります。

② ボランティア人材の発掘と育成

・町民が自らの能力や経験を活かし、継続的にボランティア活動に参加できるよう支援を行います。
・ボランティアに関する情報の提供や活動の場の確保などを支援します。
・団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

③ ボランティア活動の促進

・ボランティアセンター等への支援を継続し、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
・町内のボランティア団体が連携して活動できるよう、研修や情報交換の場を設けます。

（３）福祉活動への支援

① 地域活動の拠点づくり

・地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るため自治会等に働きかけ、活動の基盤となる拠点の確保に努めます。
・高齢者や障がい者が出かけやすい身近な所に交流の場（いきいきサロン等）を作り、活動できるように支援を行います。

② 地域の見守り活動の推進

・近隣での支えあいを強化・推進するため、地区単位での見守り・助けあい運動を働きかけます。
・民生児童委員等と連携を取りながら支援を必要とする人を早期に発見し、迅速に

対応できるような体制を整備します。

③ 地域住民のネットワークづくり

・自治会等の団体に対し情報の提供や活動の助成等を行い、地域活動の支援を行います。

・地域の団体と連携し交流行事などの企画や運営支援を行います。

基本目標2. 福祉サービスを利用しやすい仕組づくり

【現状と課題】

住民の生活環境や生活パターンの変化、近年のＵ・Ｉターン者の増加等により住民の生活課題も複雑・多様化し、福祉においても現状に即したサービスの充実が必要となっています。

しかし、ニーズがあるにも拘わらず事業所の人材不足によりサービス提供に制限がかかる事例も出現しています。これまでも専門職の確保に取り組んできましたが、今後もさまざまな施策を展開し、サービスの量と質を確保していくことが重要課題となっています。

一方で、サービス体制を整えても支援を必要としている人がサービスを知らない、相談するところがわからないとそのサービスが有効に機能しません。住民にとっては、福祉ニーズが適切なサービスに結びつくことが大切です。そのためには相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、住民に対し周知することが必要です。

また、住民の困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や関係団体とのネットワーク化を強化し、総合的にサービスを提供できる体制を整えることが必要であり、引き続き相談に関わる専門職の確保や、関係職員の資質の向上に努めなければなりません。

【施策の方向】

（１）サービスの量と質の確保

① ニーズに対応したサービスの確保

- 住民のニーズを常に把握し、迅速に対応できる体制を整えます。
- 現在のサービス内容を維持出来るよう事業所との恵まれた連携体制を継続し、サービス提供体制等に関しても相談支援に努めます。

② 福祉関係者の人材確保

- ホームページの活用や福祉関係のイベント等への参加により、介護職員や看護師などさまざまな専門職の確保に努めます。
- 医療、福祉、介護関係者、行政で立ち上げた「人材確保検討会」を継続し、町全体の福祉に関する人材を確保できるよう努めます。

③ 関係職員の資質の向上

- 行政職員や福祉サービス事業所の職員の資質の向上を目的とし各種研修会等の積極的な開催、参加を働きかけます。

・福祉関係者が必要な資格等を取得できるよう支援を行うとともに、意識の高揚を図ります。

（２）情報提供の充実

① 福祉サービスの情報提供

・広報、あまテレビ、IP 告知、チラシや回覧等様々な媒体を活用し、必要な情報の提供に努めます。

・福祉の各種制度やサービスについて、高齢者や障がい者などにも配慮し、理解しやすい情報の提供方法を工夫するとともに相談支援に関わる職員も聞きやすい雰囲気づくりやわかりやすい説明ができるよう努めます。

・地域住民のニーズを把握し、各事業者間でのサービスの調整を図りながら必要に応じたサービスの提供体制を確立します。

② 個人情報の保護

・個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

（３）相談・支援体制の充実

① 相談窓口の設置・相談体制の充実

・さまざまなニーズに対応できるよう、公的な相談窓口の機能の充実を図ります。

・専門性の高い相談支援に対応するため専門職の配置に努めるとともに、各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。

② 福祉ニーズの把握

・住民のさまざまな困りごとを把握するため、情報収集の場を設けたり各関係機関と連携を深めます。

③ 保健医療・福祉関係者の連携

・地域住民が必要に応じたサービスを円滑に利用できるよう保健部門、医療機関、サービス事業所と日頃から連絡会議を開催するなど連携を深めます。

基本目標3. 誰もが安心、安全に暮らせる基盤づくり

【現状と課題】

地域住民が、安心していきいきと暮らすためには何よりも健康であることが必要です。健康を維持し自立した生活をおくることは住民みんなの願いでもあります。そのためには、住民に対しての健康教育や食育の推進、生きがいづくりの推進など、これまで取り組んできた施策のさらなる充実が必要です。

本町では、近年の積極的なU・Ｉターン施策により子育て世帯が増加し、保育所の定員も増加するなど、人口減に歯止めをかけている現状があります。子育の支援体制も徐々に整備し、出生数も平均 15 人くらいとなっています。しかし、子育て世帯も核家族が多く、特にＩターン者の世帯では困ったときに支援をしてくれる人が身近にいないなど不安要素を抱えています。必要な時に必要な支援を受けることができる体制の整備が重要となっています。

近年、就労世代においてさまざまな事情により働けない人や、社会参加できずに自宅に引きこもりになっている人の増加が全国的に問題視されています。県内においても実態調査が行われ、具体的な支援体制づくりが検討されています。新しい課題であり、関係機関と連携して相談支援の充実を図っていく必要があります。

また、地域には一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯をはじめ、障がいのある人のいる世帯など、災害や犯罪などの事態に対して適切な対応を図ることが困難であると予想される方々がいます。普段から地域や隣近所などでの見守り活動を推進し、緊急時に迅速に対応できる基盤を作っておくことが必要です。

【施策の方向】

（1）自立を支える支援の充実

① 健康づくりと生きがいづくりの推進

- 住民の健康意識を高めるため、健康相談や運動教室等を継続し、参加者の増大を目指します。
- 子どもから高齢者まで住民を対象に食育を推進し、みんなが健康で暮らせるよう普及に努めます。
- 住民の主体的な健康づくり活動を推進し、健康づくり指導者の育成及び活動を支援します。
- 介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に努めます。
- 生涯学習講座等を充実させ、高齢者が趣味や楽しみをもてるよう支援を行います。

② 子育て支援体制の強化

- 子育て中の親同士の情報交換の場である子育て支援センターの活動や放課後児童クラブの活動への支援を継続します。
- 子育て中の家庭の相談体制を強化します。

③ 生活困窮者支援体制の整備

- 町社会福祉協議会や民生児童委員、地域包括支援センター等と連携し、住民の生活状況を把握し、ニーズに迅速に対応できる体制を整えます。
- 相談窓口や様々な支援に関する情報を、チラシや広報によって住民に周知するよう努めます。

（2）防犯・防災体制の強化

① 防災意識の向上と防災対策の普及

- 住民の防災意識を高めるため、広報や講座等を通じて防災についての情報提供や啓発活動を促進します。
- 災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう防災訓練を行います。

② 要援護者支援体制の整備

- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人などの要援護者に関する情報を的確に把握し、既に整備済みの要援護者台帳の点検見直しを行い、関係機関と連携を図りながら災害時等の支援体制を整備します。

③ 防犯・防災活動の充実

- 高齢者が犯罪に巻き込まれないよう警察署と連携を取りながら、各種会合の機会に犯罪防止の講座を開催するなど普及啓発に努めます。
- 一人暮らし高齢者や、認知症がある高齢者の家庭における火災の発生を予防するために消防署が実施している取り組みとの連携を図ります。

（3）権利擁護の推進

① 障がいや疾病等への理解

- 障がいや認知症等への理解を深め差別や偏見をなくすため、住民に対する普及啓発活動を推進します。
- 認知症や障がいのある人とふれ合うため事業所と連携を取りイベント等を開催し、障がいや認知症等への理解を深めます。

② 成年後見制度の普及啓発

- 認知症や障がいのある人で日常的な金銭管理等が困難な人に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を検討するなど、対象者が安心して生活できるよう支援を行います。
- 広報や研修会などで、制度の普及啓発を図ります。

③ 虐待防止体制の整備

- 関係機関と連携を取りながら、虐待（児童、高齢者、障がい者、配偶者等）の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めます。
- 相談窓口の普及啓発に努めます。

第5章　計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

（1）各会合や広報紙、ホームページなどのさまざまな機会や媒体を活用して、住民に対して計画の周知に努めます。
（2）海士町社会福祉協議会や関係機関と連携し、計画の推進に努めます。
（3）地域住民や自治会等と連携し、計画を推進します。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、海士町社会福祉協議会や他の福祉活動団体と連携しながら進捗状況を把握し、その結果を踏まえながら評価・点検を行い効果的な計画の進行管理を図ります。

海士町住みよいまちづくり計画策定委員会委員名簿

区　分	所　属	
福祉関係	海士町社会福祉協議会会長	榊　原　信　也
	海士町民生･児童委員協議会会長	八　幡　喜　久　子
	あま福祉会理事長	山　根　紀　夫
	NPO 法人だんだん理事長	田　中　久　夫
	慶照学園理事長	脇　谷　英　孝
保健医療関係	隠岐保健所長	平　賀　瑞　雄
	海士診療所長	榊　原　均
議会関係	海士町議会総務厚生常任委員長	中　村　等　光
教育関係	海士小学校長	室　山　美　恵　子
	福井小学校長	澤　純　子
	海士中学校長	渡　部　真　也
	隠岐島前高等学校長	常　松　徹
	海士町教育委員会教育長	佃　稔
各種団体	海士町身体障がい者協会会長	花　岡　美　近
	手をつなぐ育成会会長	伊　藤　由　紀　子
	海士町老人クラブ連合会会長	上　谷　博　司
	海士町連合婦人会会長	扇　谷　光　恵
自治会関係	区長会長	梅　原　文　雄
行政関係	副町長	澤　田　恭　一
	総務課長	美　濃　芳　樹
	財政課長	吉　元　操
	環境整備課長	松　前　一　孝
	海士診療所事務長	上　田　賢　二
	NPO 法人特命課長	黒　田　正　人
	健康福祉課長	浜　見　優　子

海士町住みよいまちづくり計画検討委員会委員名簿

海士町地域福祉計画検討委員会

区　分	所　属	氏　名
福祉関係	特別養護老人ホーム諏訪苑苑長	涌　井　健　次
	海士町社会福祉協議会事務局長	片　桐　一　彦
	民生委員・児童委員協議会副会長	八　幡　保
	高齢者住宅福来の里、 グループホームあまの里施設長	黒　田　正　人
行政関係	海士診療所事務長	上　田　賢　二
	総務課総務防災係　主査	上　村　安　史
健康福祉課	健康福祉課　地域包括支援センター長	浜　見　優　子
	健康福祉課福祉係　主査（高齢者福祉担当）	花　岡　和　恵

海士町地域福祉計画

平成２７年３月発行

〈 編集・発行 〉

海士町役場　健康福祉課

〒684-0403　隠岐郡海士町大字海士 1490 番地

TEL 08514-2-0111（代表）